

競争入札参加者心得書

公益財団法人大田区文化振興協会

(趣旨)

第1条 この心得は、公益財団法人大田区文化振興協会（以下、「当協会」という。）が売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合において、一般競争入札及び指名競争入札（以下、「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものである。

(資格確認及び指名の取消し)

第2条 次の各号の一に該当する者は、入札者、契約者又は代理人となることができない。

- (1) 後見開始の審判もしくは保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者
- (5) 大田区から一般競争入札又は指名競争入札の指名停止措置を受けている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制のもとにある者
- (7) 前各号の一に該当する者を代表者とする者、又は契約の締結もしくは履行に関し代理人として使用する者

第3条 当協会において次の各号の一に該当すると認められたものは、事実のあった後2年間は入札者又はその代理人となることができない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合をした者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 当協会との契約において、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な監督、又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (6) 落札又は承諾の通知を受け、正当な理由なくしてその契約を締結しない者
- (7) 正当な理由により契約解除の申し出があった場合を除き、契約条項規定により契約を解除された者

- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(入札の基本的事項)

第4条 入札者は、別紙仕様書、図面、内訳書及び契約書案その他添付書類並びに見本品現場等熟覧の上、総価（消費税別）をもって入札しなければならない。

- 2 代理人をもって入札しようとする者は、開札前に委任状を提出しなければならない。

(入札)

第5条 入札書は別記書式により作成し所定の日時までに持参して提出しなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第6条 一旦提出した入札書は、いかなる理由があっても引換、変更又は取消をすることができない。

(入札辞退)

第7条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前であっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）するものとする。
 - (2) 入札執行中であっては、入札書にその旨を明記し、入札執行者に直接提出するものとする。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等において、不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者のした入札
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制のもとにある者のした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
- (5) 同一事項に対し2通以上の入札書を提出した者
- (6) 他人の代理を兼ね又は2名以上の代理をした者
- (7) 前各号に定めるものを除くほか理事長が特に指定した事項に違反した者

(開札)

第9条 入札者は開札に立会うことができる。ただし、場合によりその人員を制限することがある。

2 入札者が開札の日時に立ち会わないときは、入札に関係しない当協会職員を立会わせる。

(くじによる落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をなした者が2名以上あるときは、直ちにくじをもって落札者を定める。入札者がこれをなさず又は入札者が出席しないときは、入札に関係しない当協会職員にこれをなさしめる。

(落札者及び入札結果の通知)

第11条 開札において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 当協会があらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 落札者が決定したときは、すべての者の氏名(法人にあつてはその名称)及び金額を開札したその場で知らせる。この場合において、落札者が立ち会わなかったときは、その者に落札者となったことを通知する。

(再度入札)

第11条の2 開札した場合に、入札参加者の入札価格が予定価格の範囲内でないとき(最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないとき)は、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札においては、その前回の入札が第8条により無効とされた者及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格未満の価格で入札をした者は、参加することができない。

(契約書の作成)

第12条 落札者は、落札決定の通告を受けたときは、遅滞なく契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

2 内訳書に記載した単価等を不相当と認めるときは、契約金額の範囲内でこれを訂正させる。この場合において落札者はこれを拒むことができない。

3 落札者は、自己の積算による品種、数量等に錯誤があつた場合であっても、これを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(補則)

第13条 この心得書各条の解釈及びこの心得書に明記のない事項については、すべて当協会の指示によるものとする。